

2009年(平成21年)10月6日 火曜日

Q 会社を辞めたため、生活に困って消費者金融から借金をしましたが払えなくなりました。破産制度について教えてください。失業中、パチンコに使ったお金もあるのですが大丈夫でしょうか。

借金を帳消し「破産制度」



A 破産手続きは、借金などにより経済的に行き詰った場合が支払いをすることができなくなる状態にあると金を帳消しすることで再起の機会を与える手手続き開始決定を出し

制度です。手続きとしては①裁判所への破産申し立て→②破産手続き開始決定→③免責決

定という流れをたどります。

破産の申し立てを受けて裁判所は、申立人に分配するなど、財産を調査・管理し、これを管財人が選任されま

す。この管財人が財産を調査・管理し、これ

をお金に換えて債権者

を執行するなど、財産の清算手続きをしま

す。

くがこれにあたります。この決定によって借金が帳消しになるわけではなく、その程度や反省態度などの情状を考慮して裁判所が裁量で免責はありません。

その後、免責の審理になります。

お尋ねの場合、生活に困っての借金もあることから、パチンコによる借り入れ、偽名を使つた金額やあなたの債務者をだましての反省態度などにより免責に入れなど)の有無を調査し、これらの事も十分あると考えます。

も常に免責してもらえないというわけではありません。もっとも、免責を認めない事由がある場合は行わられません。

まず裁判所に申し立て

(弁護士 松田健太郎)